5		4		3		2		1		号	番
一方言 ペラルスの	いて承認を求めるの牛向精神薬に関する条約の締結につ	て承認を求めるの件定を改正する議定書の締結にとフランス共和国政府との間	た子月	ついて承認を求めるの件本国とダイとの間の条約の締		るの件 結び共同化との会議にの 医外糸が共同化との会議に	こうないを含まずなどのないです。 許表)に掲げる譲許の変更につい附属する第三十八表(日本国の譲関税及び貿易に関する一般協定に	ついて承認を求めるの件交渉の結果に関する文書の締	敵回するためのアメリカ合衆国と許表)に掲げる譲許を修正し又は附属する第三十八表(日本国の譲関税及び貿易に関する一般協定に	4	
	"	,		"		"		衆		院議先	
		迺		四、		Ξ,		= =		月提	
	_ E	=		_ =		九		九		日出	
四 (予) 三		, , , ,		四 子 一 三		三·1111		(*)		委員会付託	参
承認	六、 一 二	承認	六、 二 六	承認	五、二四	承認	三、二九	承認	三、二九	委員会議決	誐
承認	六、一 三	承認	<u> </u>	承認	五、二五五	承認	H. HO	承認	11,	本会協議決	院
<u>ш</u>		五, 一 七		四 - =		三 九		二 三 九		委員会付託	衆
承認	五、二、四	承認	т , У	承認	四、二七	承認	三、 二、 八	承認	=, =, -,	委員会議決	識
承認	五、二、五	承認	六、 - -	承認	四、二七	承認	≡, ⊒,	承認	=, =, :,	本会議議決	院
中心	n.		衆本会議趣旨説明二、五、一七	ከር	T	卢 伦	Λ	<u>п́.</u> й.	Λ.	1	備考

2	2 :	*	号	番
する法律の一部を改正す	公館に勤務する外務公務員の	外公館の名称及び位置並びに	件	
<u>っ</u>			院課	先
=	:	11.	月	提
_	• -		E	出
		=,	委員会付託	参
	三、二九三、	=,	委員会賭決	讒
可決	HI, 1110	=,	本会議議決	院
内閣	Ξ, - Ξ	=,	委員会付託	衆
	三、二七	=	委員会議決	護
<u>六</u> 可 決	三 三 二	=,	本会議議決	院
				備
				考

· 内閣提出法律案 (一件)

7			6		号	番	
結について承認を求めるの件ユート製品に関する国際協定の締	千九百八十九年のジュート及びジ	ついて承認を求めるの件ー協定の有効期間の延長の受諾にれた千九百八十三年の国際コーヒーヒー理事会決議によって承認さーヒー関連を決議によって承認さ			件 名		
"	_	参			院議先		
2 4					月提		
_ =		, =			日出		
™ ∴ =			四、1 三	11,	委員会付託	参	
承認	国门,国	承認	四、二四	11,	委員会議決	謎	
承認	四、二五	承認	四、二五	Ξ,	本会議議決	院	
四 (子) 三		(*	四.	Ę	委員会付託	衆	
承認	六、110	承認	↑ 、	=	委員会議決	護	
承認	六、ニニ	承認	六、 二 二	=,	本会議議決	院	
					備考		

リカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメ関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本

要旨

を求めるの件

(閣条第一号)

表が国は、一九八八年(昭和六十三年)二月の関税及び 我が国は、一九八八年(昭和六十三年)二月の関税及び 我が国は、一九八八年(昭和六十三年)二月の関税及び 我が国は、一九八八年(昭和六十三年)二月の関税及び 我が国は、一九八八年(昭和六十三年)二月の関税及び

五%から三○%に引き下げる。いもののうちの一部分について、我が国の譲許税率を三二、右の代償として、調製食料品のうち砂糖の類似品でな

委員長報告

上げます。 して、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申しただいま議題となりました条約二件及び法律案につきま

のであります。 ものの一部分の譲許税率を引き下げることを内容とするも特類似品の譲許税率を引き上げること、砂糖類似品以外の調製食料品の輸入割り当て制度を撤廃することに伴い、砂欧州経済共同体との文書は、いずれも砂糖を主成分とするまず、ガット関連の我が国と米国との文書及び我が国とます、ガット関連の我が国と米国との文書及び我が国と

を内容とするものであります。して、在外職員の在勤基本手当の基準額を改定すること等をそれぞれ設置すること、最近の為替相場の変動等を勘案立したナミビアに大使館を、英国のエジンバラに総領事館次に、在外公館関係の法律案は、本年三月二十一日に独

農産物自由化の現状、砂糖生産農家の保護等の問題につい一委員会におきましては、ガット関連の二文書に関して、

許税率を三五%から一キログラムにつき九○円に引き上

調製食料品のうち砂糖の類似品について、我が国の譲

って御承知願います。問題についての質疑が行われましたが、詳細は会議録によ動務環境の改善、ナミビアに対する我が国の協力姿勢等のての質疑が、また、在外公館関係の法律案に関して、在外ての質疑が、また、在外公館関係の法律案に関して、在外

見が述べられました。文書について、日本共産党の立木委員より反対する旨の意質疑を終え、討論に入りましたところ、ガット関連の二

たしました。 案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定い数をもって承認すべきものと決定し、在外公館関係の法律次いで、採決の結果、ガット関連の二文書はいずれも多

以上、御報告申し上げます。

条第二号)との合意に関する文書の締結について承認を求めるの件(閣国の譲許表)に掲げる譲許の変更についての欧州経済共同体関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本

要旨

貿易に関する一般協定(ガット)理事会の勧告を受けて、我が国は、一九八八年(昭和六十三年)二月の関税及び

ととした。このうち砂糖を主成分とすることとした。このうち砂糖を主成分とすることとした。このうち砂糖を主成分とするその他の調に対して影響を及ぼすことを防止するため、当該調製食料品の一部分について譲許税率の引き上げに関心を表明してきれに関連し、右の譲許税率の引き上げに関心を表明してきれに関連し、右の譲許税率の引き上げることとした。これに関連し、右の譲許税率の引き上げることとした。これに関連し、右の譲許税率の引き上げることとした。これに関連し、右の譲許税率の引き上げることとした。これに関連し、右の譲許税率の引き上げることとした。これに関連し、右の譲許税率の引き上げることとした。これに関連し、右の譲許税率の一部引き下げについて交渉を行った。本文書は、その合意を収録したものであって、内容は次の製食料品の譲許税率の一部引き下げについて交渉を行った。

げることを確認する。
許税率を三五%から一キログラムにつき九○円に引き上、調製食料品のうち砂糖の類似品について、我が国の譲

引き下げる。 部分について、我が国の譲許税率を三五%から三○%に二、調製食料品のうち砂糖の類似品でないもののうちの一

委員長報告

前ページ参照

るの件(閣条第三号)ための日本国とタイとの間の条約の締結について承認を求め所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止の

要旨

次のとおりである。行租税条約を全面改正するものであって、その主な内容は本条約は、一九六三年(昭和三十八年)に締結された現

四、短期滞在者、両締約国政府間で合意された文化交流の

税が免除される。 学生等の所得については、一定の条件の下に相手国の租ための特別の計画に基づく活動を行う芸能人等、教授、

額控除を認める。 また、一定の所得について我が国においてみなし外国税五、二重課税の回避は両国とも外国税額控除方式により、

委員長報告

げます。て、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上て、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上ただいま議題となりましたタイとの租税条約につきまし

おります。

・本条約は、昭和三十八年に締結された現行条約を全面的本条約は、昭和三十八年に締結された現行条約の改善された規定をできる限り取り入れようとするものでありまして、事業をできる限り取り入れようとするものでありまして、事業をできる限り取り入れようとするものでありまして、事業をできる限り取り入れようとするものでありまして、事業をできる限り取り入れようとするものでありました。

け投資増加の実情等の諸問題について質疑が行われましたの租税条約における課税権のあり方、我が国企業のタイ向委員会におきましては、条約改正の経緯、開発途上国と

が、詳細は会議録によって御承知願います。

のと決定いたしました。
次いで、採決の結果、本件は多数をもって承認すべきも木委員より本件に反対する旨の意見が述べられました。質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党の立

以上、御報告申し上げます。

めるの件(閣条第四号) 政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国千九百七十二年二月二十六日に東京で署名された原子力の平

要旨

各国が核不拡散政策を強化し、原子力資材等の移転に関す四十九年)五月に行われたインドの核爆発実験を契機に、関(IAEA)との間で保障措置協定を締結した。またフ関(IAEA)との間で保障措置協定を締結した。またフ関(IAEA)との間で保障措置協定を締結した。またフ関、IAEA)との間で保障措置協定を締結し、国際原子力機は、核兵器の不拡散に関する条約を締結し、国際原子力機は、核兵器の不拡散に関する条約を締結し、国際原子力機は、核兵器の不拡散に関する条約を締結し、国際原子力機は、核兵器の不拡散に関する条約を締結し、国際原子力機は、核兵器の不拡散の原子力協定があるが、その後、我が国とフランスとの間には一九七二年(昭和四十七年)

内容は次のとおりである。 中四月にパリでこの議定書の署名が行われたもので、主な六十三年)七月以来、六回にわたる交渉を行った結果、本情を踏まえ、現行協定を改正するため、一九八八年(昭和ラインが作成されるなどの動きが見られた。このような事る供給国グループの指針であるいわゆるロンドン・ガイド

は施設を用いて行う処理によって得られた核物質に対す爆発目的使用、移転された機微な技術に基づく設備また重水生産の設備又は施設に係る技術)に関し、平和的非一、両国間で移転された機微な技術(濃縮、再処理またはを平和的非爆発目的使用に変更する。

三、両国がそれぞれIAEAとの間で締結した保障措置協転規制等の規定を設ける。

る保障措置の適用及び核物質防護措置の適用、管轄外移

定に基づく保障措置の適用を規定する。

防護の水準を附属書に具体的に定める。ための適切な措置が取られることを規定するとともに、四、協定の対象となる核物質を不法な奪取等から防護する

から移転に先立っての事前通告に係る規定を設ける。五、協定の適用を受ける核物質等の明確化を図るとの観点

続に付託する規定を設ける。解決されないものは、いずれか一方の要請により仲裁手六、協定の解釈または適用から生ずる紛争で交渉等により

(昭和四十七年))後四十五年とする。七、協定の有効期間は、現行協定の効力発生(一九七二年

委員長報告

報告申し上げます。につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御ただいま議題となりました日仏原子力協定の改正議定書

定が新たに定められております。

この議定書は、昭和四十七年に締結された現行協定を改正しようとするもので、協定の対象となる核物質等につい正しようとするもので、協定の対象となる核物質等につい正しようとするもので、協定の対象となる核物質等につい正しようとするもので、協定の対象となる核物質等についこの議定書は、昭和四十七年に締結された現行協定を改

際的協力と核不拡散体制の強化、日仏間で移転される核物ギー政策における原子力発電の位置づけ、原子力分野の国臣及び大島科学技術庁長官の出席を求め、我が国のエネル委員会におきましては、海部内閣総理大臣、中山外務大

と決定いたしました。 次いで採決の結果、本件は多数をもって承認すべきもの

以上、御報告申し上げます。

条第五号) 向精神薬に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣

要旨

象外であるLSD等の幻覚剤、ヒロポン等の覚せい剤、催(我が国は一九六四年(昭和三十九年)に締結)の規制対を目的とする「千九百六十一年の麻薬に関する単一条約」この条約は、大麻、コカイン、ヘロイン等の麻薬の規制

な内容は次のとおりである。用等の規制について国際的な枠組みを定めており、その主譲で採択されたものであって、向精神薬の製造、取引、使一九七一年(昭和四十六年)二月に国連主催の条約採択会眠剤等の「向精神薬」の濫用及び不正取引を防止するため、

告を踏まえて国連麻薬委員会が決定する。告を踏まえて国連麻薬委員会が決定する。では、人妻□にはバルビタール系の催眠剤等八物質、付表□には精神安定剤、鎮静剤等五八物質の合計一○一物質が掲げられている)。また、物質の付表への追記、付表□には指神安定剤、鎮静剤等五八物質の合計一○一物質が掲げられている)。また、物質の付表への追記、付表□には指神安定剤、鎮静剤等五八物質の合計一○一物質が掲げられている)。また、物質の付表への追記、付表□には精神安定剤、鎮静剤等五八物質の合計一○一物質が掲げられている)。また、物質の付表への追記、付表□には上い対質のでは、基本的に世界保健機関の勧度に対している。

用等を医療上及び学術上の目的に制限する。二、締約国は、向精神薬の製造、輸出入、分配、取引、使

づける。

得、医療または学術研究の従事者による記録等を義務づ分配、所持についての特別の免許または事前の許可の取使用する場合を除き、その使用を禁止し、製造、取引、れた者が学術上及び極めて限られた医療上の目的のため三、締約国は、付表Iに掲げる物質について正当に許可さ

ける。

する。

□、締約国は、付表ⅡからⅣまでに掲げる物質の製造、輸四、締約国は、付表ⅡからⅣまでに掲げる物質の製造、輸四、締約国は、付表ⅡからⅣまでに掲げる物質の製造、輸

取得及び処分ごとの数量、日付等についての記録を義務医療機関、学術研究機関等に対し、製造量、輸出入量、六、締約国は、向精神薬の製造業者、輸出入者、小売業者、一般大衆に対する向精神薬の広告を禁止する。

出者による輸出届出書の提出を義務づける。取得等を、また、付表Ⅲに掲げる物質の輸出に当たり輸たり国連麻薬委員会の定める様式による輸出入許可書の七、締約国は、付表Ⅰ及びⅡに掲げる物質の各輸出入に当

九、締約国は、国連麻薬委員会が要請する資料、特にこの医療機関、学術研究機関等に対する監視制度を維持する。八、締約国は、向精神薬の製造業者、輸出入者、小売業者、

報告等を国際麻薬統制委員会に提出する。また、付表ごとの物質の自国の製造量等を含む年次統計条約の自国の運用に関する年次報告を国連事務総長に、

置をとり、相互に協力する。早期発見、治療、社会復帰等のため、あらゆる可能な措十、締約国は、向精神薬の濫用防止及び濫用に陥った者の

無くすための活動における相互援助を行う。について全国的規模の調整を行うとともに、不正取引をって、向精神薬の不正取引に対する防止及び抑圧の措置十一、締約国は、自国の憲法上の制度等に妥当な考慮を払

大な犯罪に対して相当な処罰を科することを確保する。故意に基づく行為を処罰すべき犯罪として取り扱い、重この条約に定める義務を履行するための法令に違反する十二、締約国は、自国の憲法上の制限に従うことを条件に、

委員長報告

告申し上げます。つきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報っきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報ただいま議題となりました「向精神薬に関する条約」に

不正取引を防止するため、昭和四十六年に国連主催の条約この条約は、LSD、ヒロポン等の向精神薬の濫用及び

的な枠組みを定めております。薬の製造、輸出入を含む取引、使用等の規制について国際採択会議において、採択されたものでありまして、向精神

承知願います。 について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御「麻薬等不正取引防止国連条約」批准の見通し等の諸問題薬物濫用の現況と防止対策、薬物問題に対する国際協力、薬負会におきましては、本条約の国会提出が遅れた理由、委員会におきましては、本条約の国会提出が遅れた理由、

すべきものと決定いたしました。質疑を終え、採決の結果、本件は全会一致をもって承認

以上、御報告申し上げます。

延長の受諾について承認を求めるの件(閣条第六号)承認された千九百八十三年の国際コーヒー協定の有効期間の千九百八十九年七月三日に国際コーヒー理事会決議によって

要旨

び有効期間の延長が行われた後、現行の「千九百八十三年年)に初めて作成され、その後数次にわたる修正、更新及目的とする国際コーヒー協定は、一九六二年(昭和三十七コーヒーの国際価格の安定及び需給の均衡を図ることを

の国際コーヒー協定」に引き継がれた。

日まで二年間延長することを定めたものである。になっていた一九八三年の協定の有効期間を来年九月三十この有効期間の延長は、昨年九月三十日に終了すること

委員長報告

ようとするものです。

おうとするものです。

本が、一九八三年の国際コーヒー協定の有効期間を二年間延長し、国際コーヒー協定の有効期間を二年間延長し、国際コーヒー理事会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
を員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
ただいま議題となりました条約二件につきまして、外務

化を図ることを主たる目的とするものでございます。り、ジュート及びジュート製品の国際貿易の拡大及び多様ュート協定にかわるもので、輸出国と輸入国との協力によ効期間が満了することになっている現行の一九八二年のジー 次に、一九八九年のジュート協定は、来年一月八日に有

見通し、ジュート協定が生産国に及ぼす経済的効果、国際委員会におきましては、新たな国際コーヒー協定成立の

のとして昨年十一月三日にジュネーヴで採択され、現行協

って承認すべきものと決定致しました。質疑を終え、採決の結果、両件はいずれも全会一致をもわれましたが、詳細は会議録によって御承知願います。商品協定の現状と我が国の対応等の問題について質疑が行

定の締結について承認を求めるの件(閣条第七号)千九百八十九年のジュート及びジュート製品に関する国際協

以上、御報告申し上げます。

皇旨

現行の「千九百八十二年のジュート及びジュート製品に現行の「千九百八十二年のジュート及びジュート及びジュート製品の競争力の強化、市ール八四年(昭和五十九年)一月九日に暫定的に発効し、一九八四年(昭和五十九年)一月九日に暫定的に発効し、「一次産品総合計画」に基づき、一九八二年(昭和五十七三十八八二年(昭和五十七年)十月にジュート及びジュート製品の競争力の強化、市関する国際協定」は、一九七六年(昭和五十一年)の第四関する国際協定」は、一九七六年(昭和五十一年)の第四関方の「千九百八十二年のジュート及びジュート製品に現行の「千九百八十二年のジュート及びジュート製品に

要旨

おりである。 定の枠組を基本的に継承しているが、主な相違点は次のと

の規定を新たに設けたこと。促進を図ることのほか、新用途の開発、加工度の向上等一、協定の目的として、環境上の側面からジュート利用の

化したこと。二、事業の策定について、国際ジュート機関の自律性を強

を一回だけとしていたが、本協定では二年間の延長を二四、協定の有効期間の延長は、現行協定では二年間の延長悪務の範囲に限定されることを明記したこと。三、加盟国の債務は、加盟国が負うことのできる資金上の

委員長報告

回までできるとしたこと。

前ページ参照

骨の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二二員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二二在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

二、英国のエジンバラに総領事館を設置する。一、南部アフリカのナミビア共和国に大使館を設置する。

三、前記の新設する在外公館に勤務する外務公務員の在勤二、英国のエジンバラに総領事館を設置する。

基本手当の基準額を定める。

に動務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定す四、最近の為替相場の変動等にかんがみ、既設の在外公館

名称を在ミャンマー日本国大使館に変更する。五、ビルマの国名変更に伴い、同国にある日本国大使館の

委員長報告

七七ページ参照